

2023年10月17日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

## 「おひとりさまライフサービス」の取扱いについて

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 亀澤 宏規、以下 MUFG）および連結子会社である三菱 UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 長島 巖、以下 三菱 UFJ 信託銀行）は、身近に頼れる方がいない高齢者（以下 おひとりさま）の生前から死後にわたる安心を提供する「おひとりさまライフサービス」（以下 本サービス）の取扱いを本日より開始します。

高齢化の進展や核家族化に伴い、おひとりさまは増加しており、2020年国勢調査によると国内の65歳以上の単身世帯は672万世帯にのぼります。おひとりさまのお悩みは、相続や資産管理などの財産に関すること以外にも、日常生活の不安、介護施設入居時の身元保証、葬儀、遺品整理などの死後事務まで多岐にわたります。

こうした環境下、MUFGは、日本の少子高齢化がもたらす社会構造の変化や顧客ニーズの変化・多様化に対し、グループ力を総合的に発揮した金融商品・サービスの拡充を行っております。また、高齢者にとってアクセスしやすいチャネル作りや、デジタルを活用したアプリなどの非対面チャネルの操作性・デザインの改善など、利便性向上にも継続的に取り組んでいます。

この度、三菱 UFJ 信託銀行は、生活支援、身元保証、死後事務などのサービスを提供する「高齢者サポート事業者」（以下 事業者）と提携し、事業者が提供するサービスと三菱 UFJ 信託銀行が提供する「信託」を活用した金銭の管理、財産の承継などのサービスを一体で提供する「おひとりさまライフサービス」の取扱いを開始します。なお、本サービスは、三菱 UFJ 信託銀行の信託代理店である三菱 UFJ 銀行においても取扱いを開始いたします。

おひとりさまのお悩み	主なサービスの内容 <sup>[1]</sup>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 体力が衰えたときや、病気のときに支援が受けられない</li><li>➤ 死後に意思を実現してくれる人がいない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 遺言信託（通知人選択型）<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 生前、三菱 UFJ 信託銀行が提携する事業者から生活支援、身元保証などのサービスを受けることができます<sup>[2]</sup>。</li><li>✓ 逝去後、三菱 UFJ 信託銀行が事業者と協力して、葬儀、遺品整理から資産承継に至るまでトータルでご意思を実現します。</li></ul></li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 事業者に預けたお金の使われ方は自分でも確認したい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 預託金管理信託<ul style="list-style-type: none"><li>✓ おひとりさまが事業者のサービスを受けるために事業者へ預ける資金（預託金）を三菱 UFJ 信託銀行に信託することで、生前から死後に至るまで、資金の払出請求内容や入出金状況をアプリにより確認を行うことができる本邦初となるサービスです。</li></ul></li></ul>

<sup>[1]</sup> 本サービスのご利用に際しては、所定の審査がございます。また、一部の店舗ではお取扱いしておりません。

<sup>[2]</sup> 事業者のサービスには、別途事業者とご契約いただく必要がございます。  
本サービスの手数料など詳細については、以下 URL よりご確認ください。

<https://www.tr.mufg.jp/shisan/ohitorisamalife/index.html>

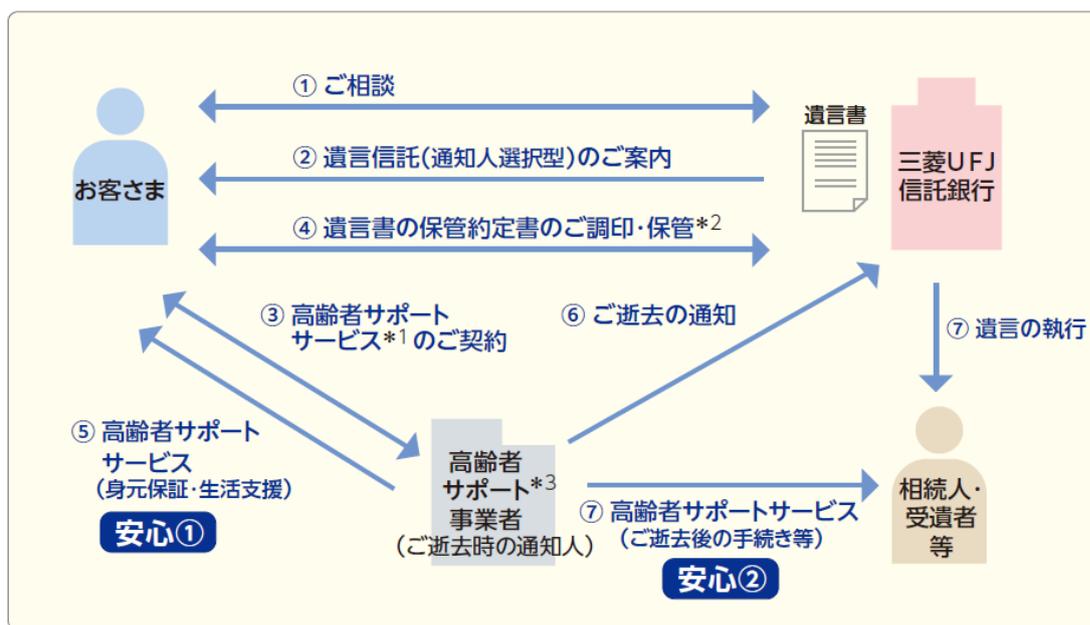
MUFG は本サービスの提供を通じ、おひとりさまのお悩みをワンストップで解消し、安心な暮らしを実現してまいります。

以上

(ご参考) 商品概要

■遺言信託 (通知人選択型)

しくみ



\*1 高齢者サポートサービスについては、下表をご覧ください。

\*2 遺言書などの保管期間中は毎年、財産状況や遺言内容に変更がないかをお手紙や面談などでお伺いします。

\*3 高齢者サポート事業者については、P3 をご覧ください。

高齢者サポートサービスの主な内容

ご生前	身元保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に入院する際の手続き支援や入院費用等の保証</li> <li>・介護施設等に入所する際の手続き支援や施設利用料等の保証</li> <li>・賃貸住宅に入居する際の賃料の保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元の引受け</li> </ul>	等
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話・訪問による定期的な安否確認</li> <li>・病院・介護施設等への付き添い</li> <li>・緊急時の駆けつけ・親族等への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物の代行</li> <li>・役所等の手続きのお手伝い</li> <li>・家の掃除</li> </ul>	等
ご逝去後	手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀・納骨・法要の手配</li> <li>・病院・介護施設等の費用清算の代行</li> <li>・役所への届出や電気・ガス・水道等の停止手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺品の処分</li> <li>・居室の原状回復</li> </ul>	等

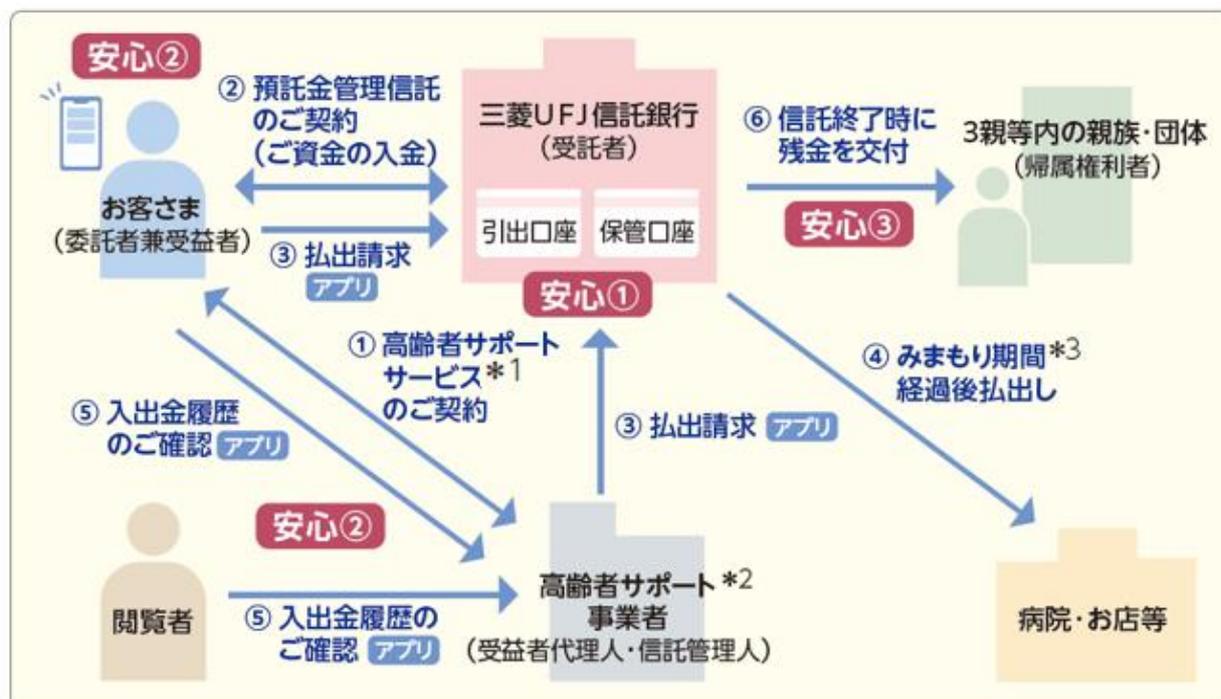
※高齢者サポート事業者によって一部取扱っていないサービスもございます。

## 提携先の高齢者サポート事業者について

名称	公益社団法人 シニア総合 サポートセンター	認定NPO法人 きずなの会	一般社団法人 ライフエンディング・ ステージあさひ
設立年	2014年	2001年	2014年
母体	虎ノ門法律経済事務所	名城法律事務所	あさひ行政書士法人
本部	東京	名古屋	神戸
対応エリア	東京都・愛知県・ 大阪府・福岡県 近郊	東京都・愛知県・ 大阪府 近郊	大阪府 近郊

### ■ 預託金管理信託

## しくみ



\*1 高齢者サポートサービスについては、P2 をご覧ください。

\*2 高齢者サポート事業者については、上表をご覧ください。

\*3 払出請求日の翌日から 5 日間または 2 営業日のいずれか長い期間。